

平成 30 年(2018 年)9 月 5 日

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による契約について

・ 契約締結前の公表

契約締結前の公表(シルバー人材センター等)

宇部市上下水道局契約規程第 42 条第 2 項の規定により、次のとおり公表します。  
(地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 3 号の規定による随意契約)

1. 中山取水場高置水槽跡地伐採作業

業務の内容	中山取水場高置水槽跡地剪定・搬出
委託の期間	平成 30 年(2018 年)9 月 18 日から平成 30 年 10 月 19 日
契約締結の時期	平成 30 年(2018 年)9 月 18 日
見積書を提出させる者の選定に係る基準	次に掲げる要件をすべて満たす者 1. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターであること。 2. 市内に拠点を有し、業務の円滑な実施が可能であること。
契約の相手方の決定方法	予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者。
担当課	浄水課施設係